

現地防災工事の疑問についての東京エネシス御中

- Q1 当初、設計を行ったのは霧島エンジニアリング㈱です。御社は霧島エンジニアリング㈱との設計契約を破棄したと聞きます。今後の対応をお示してください。
- A1 霧島エンジニアリングは、Solariant Portfolio Two 合同会社と、林地開発申請業務委託契約を締結し、現在はその業務委託契約は終了しております。施工設計作業については、東京エネシスと霧島エンジニアリングとは連携を取りながら進めています。
- Q2 設計図に芝張りの記載がありましたか？
- A2 芝張りの記載はありません
- Q3 5月10日の災害は設計がまずかったのか、施工がまずかったのか、どのようにお考えですか？
- A3 シラス土壌の特性を十分認識し、地盤改良や水切り工事などの侵食対策、また造成完了後、種子吹付による表面保護など、既に完了済の造成面については対策を講じておりました。しかしながら種子吹付の施工時期が冬季ということもあり、発芽遅れ、生育不良などが露見され、梅雨時期に向け表面浸食の懸念があったため芝張などの対策を実施していましたが、浸食対策として十分な効果を発揮することができませんでした。また造成工事が施工途中であったことから、本排水路と仮設排水路の合流部の一部が崩壊し、地盤改良未実施工区に雨水が集中したことにより、地盤の浸食が発生し土砂の流出に至りました。
- (施工ミスを認めません)
- Q4 御社は住民説明会でシラス地の十分な施工経験があると説明されました。5月10日の災害後、現地責任者はシラス地の施工経験は無いと住民に伝えました。この事実をどのように思われますか？
- A4 シラスでの太陽発電所建設の施工実績はありますが、霧島現場事務所の土木責任者は経験がありませんでした。
- Q5 御社は県の指導に従い、芝張り、仮沈砂池の設置、土のうの設置などを実施しました。しかしながら芝は根付いておらず、仮沈砂池が破壊されたり、調整池の土砂撤去は4ヶ月以上を要しました。シラスの上に芝を置き根付いていない状態で県はパネル工事の再開を容認されたと聞きました。事実ですか？
- A5 1~4工区のパネル設置については、県森づくり推進課から8月10日15時からの県庁での打合せ時に、口頭でOKを頂きました。工区ごとの造成工事完了確認が終わってればパネル設置はOKとのご回答でした。
- (県はとんでもない回答をしています)
- Q6 地元住民の了解無しには工事の再開をしないとの約束が守られず、パネル設置工事が再開され、その後パネル下の芝が流出する事態となっています。御社のお考えをお聞かせ下さい。
- A6 施工箇所は工事の再開ではなく、5月10日以前に架台設置済の場所で、地盤復旧上架台を取り外して防災工事を実施した箇所は、原状復帰をしました。この内容は県に報告しております。設置済パネル設置後の芝流出はその都度補修する方針です。工事竣工後も同じ考え方です。(芝の活着の確認をせずに課題・パネル設置を認めた県の判断は間違いです。)
- Q7 住民と『平成22年7月に発生した豪雨(最大時間雨量126ミリメートル、12時間総雨量406ミリメートル)に耐えうる防災施設を作る。全てのパネル設置場所の雨水は地下浸透水を除き調整池経由で河川に流れる設計とする。』内容の覚書を締結しております。設計図に反映されているかの事実確認と施工状況をお聞かせ下さい。
- A7 排水系統及び施工進捗状況は、図面及び工程表の内容となります。
- (答になっていない、説明後、設計に反映していることを確認した)